

工作物の新（改・増）築届出書の添付図面等と記載上の注意事項

1 添付図面等

- (1) 行為の場所を明らかにした案内図又は地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした現況図及び写真（数枚写真撮影し、撮影位置を現況図に図示する）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした工作物の平面図及び断面図
- (4) 工作物として図示された部分に当該工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル値（日本工業規格 Z8721 で定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示をいう。）が記載された全ての立面を表示した立面図（意匠配色図）
- (5) 行為終了後の状況を明らかにした図面（敷地全体の土地利用計画図等）
- (6) 公図及び土地登記事項証明書の写し（届出者と土地所有者が異なる場合は同意書、土地売買契約書、土地賃貸借契約書等いずれかの写しを添付）
- (7) 本行為に関わる他法令の許可・届出等の写し（農地転用許可、開発行為許可、伐採届等）

2 注意

- (1) 申請文の「県立 自然公園」の箇所には当該県立公園の名称「奥武蔵」又は「狭山」を記入すること。
なお、表題及び申請文の不要の文字は抹消すること。
- (2) 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的を具体的に記入すること。
- (3) 「場所」欄には、市町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (4) 「行為地及びその付近の状況」欄には、用途地域、地形、植生等周辺の状況を記入すること。
- (5) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、支障となる動植物の除去、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等、届出行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- (6) 「施行後の周辺の取扱」欄には、跡地の整理、修景のための植栽等風致景観の保護のために行う措置を記入すること。
- (7) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
ア 届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否（同意書、土地売買契約書、土地賃貸借契約書等）又はその見込み
イ 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進ちよく状況
- (8) 「外部の色彩等」に関する色彩制限基準は、次の区域ごとの区分による。
ア 用途地域の指定がある区域は「都市区域」
イ 用途地域の指定がない区域で、関越自動車道より西側は「山岳・丘陵区域」、関越自動車道より東側は「田園区域」*
* 当事務所では「田園区域」は該当ありません。